

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第3項及び同条第5項並びに第46条第2項の規定に基づき、令和4年漁期ひき縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙とおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和5年2月6日

東京都知事 小池百合子  
(公印省略)

## ひき縄漁業

## 1 制限措置

- (1) 漁業種類は、ひき縄漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、下表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5トン以上で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、小笠原海域（孀婦岩と北之島との中間線（北緯28度30分の線）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は下表のとおりとする。

許可等すべき船舶の数	漁業を営む者の資格
44隻	小笠原支庁管内に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が小笠原支庁管内区域にあり）、かつ、船舶根拠地が小笠原支庁管内の区域にある者であること。
1隻	三宅支庁管内に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が三宅支庁管内区域にあり）、かつ、船舶根拠地が三宅支庁管内の区域にある者であること。
1隻	和歌山県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が和歌山県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が和歌山県の区域にある者であること。
6隻	高知県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が高知県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が高知県の区域にある者であること。
7隻	宮崎県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が宮崎県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。
1隻	鹿児島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。

※ 令和四年東京都告示第235号（令和4年漁期におけるひき縄漁業の制限措置の内容等）の同漁業における制限措置に基づいた許可等の数を含む。

## 2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和5年3月15日から同月22日までとする。

## 3 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までとする。

## 4 許可の基準

別添「令和4年漁期におけるひき縄漁業の許可及び起業の認可方針第5」のとおり